

事業報告書

(自令和4年1月1日～至令和4年12月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 宇賀外科医院

① 社 団 (出資持分なし)

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市貝津町1124番地

(3) 設立許可年月日 平成24年9月13日

(4) 設立登記年月日 平成24年10月1日

(5) 役員及び評議員 理事長 宇賀 達也

理 事 宇賀 暁美

同 宇賀 孝恵

同 宇賀 紀子

監 事 宇賀 紀子

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
医院	甲状腺・乳腺クリニック 医療法人 宇賀外科医院	長崎県諫早市貝津町 1124番地	一般 19床

(2) 附帯業務 ありません

(3) 収益業務 ありません

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で決議又は同意した事項

令和4年2月27日 令和3年度の決算の確定

令和4年11月1日 入社 高比良 侑美

(5) 該当ありません

(6) 該当ありません

(7) 該当ありません

様式 3 - 4

法人名 (医) 宇賀外科医院
 所在地 諫早市貝津町 1 1 2 4

医療法人整理番号					
----------	--	--	--	--	--

貸借対照表
 (令和4年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	90,300	I 流動負債	16,021
II 固定資産	10,450	II 固定負債	21,956
1 有形固定資産	9,200		
2 無形固定資産		負債合計	37,977
3 その他の資産	1,250		
		純資産の部	
		科 目	金 額
		I 資本金	14,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	48,773
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	62,773
資産合計	100,750	負債・純資産合計	100,750

様式 4 - 1

医療法人整理番号							
----------	--	--	--	--	--	--	--

法人名 (医) 宇賀外科医院
所在地 諫早市貝津町 1 1 2 4

損 益 計 算 書

(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		138,751
2 事業費用		48,136
(1) 事業費		87,305
(2) 本部費		
本来業務事業利益		3,310
B 付帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
付帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		
II 事業外収益		
受 取 利 息		3
その他の事業外収益		1
III 事業外費用		
支 払 利 息		19
その他の事業外費用		
經常利益		3,294

損 益 計 算 書

(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

科 目	金 額	
IV 特別利益 固定資産売却益 その他の特別利益		
V 特別損失 固定資産売却損 その他の特別損失		
税引前当期純利益 法人税・住民税及び事業税 法人税等調整額	3,294	
当期純利益	3,294	

様式 2

法人名 (医) 宇賀外科医院
所在地 諫早市 貝津町 1 1 2 4

財 産 目 録
(令和 4 年 1 2 月 3 1 日)

1 資 産 額 1 0 0, 7 5 0 千円
2 負 債 額 3 7, 9 7 7 千円
3 純 資 産 額 6 2, 7 7 3 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	9 0, 3 0 0
B 固 定 資 産	1 0, 4 5 0
C 資 産 合 計 (A + B)	1 0 0, 7 5 0
D 負 債 合 計	3 7, 9 7 7
E 純 資 産	6 2, 7 7 3

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 宇賀外科医院

理事長 宇賀 達也 殿

私は、医療法人宇賀外科医院の令和4年会計年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、医院の主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年2月27日

（医）宇賀外科医院

監 事 宇賀 紀